

# 仕 様 書

空調機点検役務

仕様書番号	営7-12
作成年月日	令和7年4月16日
作成者	中央輸送隊 管理科

1 適用役務

この仕様書は、陸上自衛隊中央輸送隊で実施する「空調機点検役務」について適用する。

2 役務実施場所

神奈川県横浜市保土ヶ谷区岡沢町273番地

3 役務に関する要求

(1) 役務内容

陸上自衛隊横浜駐屯地の各建物に設置されている空調機（※細部は、設置場所及び規格等は「対象機器一覧表」を参照）に係るシーズンイン点検を行うこと

(2) 対象機器一覧表 1

※製造所：三菱電機(株)

	設置場所	形式等	数量	備考
本部庁舎	外部北側	室外機	PUHY-P400DM-G	1 ACM-1
	1F	室内機	PLFY-P90BM-G	2 ACM-1-1
			PLFY-P71BM-G	1 ACM-1-2
	外部西側	室外機	PUHY-P280MKHS-G-ST	1 ACM-2
	1F	室内機	PLFY-P36BM-G	1 ACM-2-1
			PLFY-P45BM-G	2 ACM-2-2
	2F	室内機	PLFY-P45BM-G	1 ACM-2-3
			PLFY-P56LM-G	1 ACM-2-4
	外部北側	室外機	PUHY-P112M-G	1 ACM-3
	1F	室内機	PCFY-P45KM-G	3 ACM-3-1
	2F			2 ACM-3-2
				1 ACM-3-3
	外部西側	室外機	PUHY-P280DM-G	1 ACM-4
	2F	室内機	PLFY-P22LM-G	1 ACM-4-1
			PLFY-P80BM-G	2 ACM-4-2
			PLFY-P45KM-G	2 ACM-4-3
外部北側	室外機	PUHY-P450M-G	1 ACM-5	
2F	室内機	PLFY-P28BM-G	1 ACM-5-1	
		PLFY-P22LM-G	1 ACM-5-2	
		PLFY-P36BM-G	1 ACM-5-3	
		PEFY-P56LM-G	1 ACM-5-4	

件名	空調機点検役務	縮尺	
図面名称	仕様書	図面番号	1 / 13

設置場所		形式等		数量	備考
本部庁舎	2F	室内機	PLFY-P112BM-G	2	ACM-5-5
	外部北側	室外機	PUHY-P450DM-G	2	ACM-6
	3F	室内機	PLFY-P112BM-G	3	ACM-6-1
			PLFY-P45BM-G	2	ACM-6-2
	外部北側	室外機	PUHY-P224DM-G	1	ACM-7
	3F	室内機	PLFY-P45LM-G	1	ACM-7-1
			PLFY-P28BM-G	4	ACM-7-2
					ACM-7-3
					ACM-7-5
	PLFY-P36BM-G	1	ACM-7-4		
1F	室内機	PL-RP40LA5	1	ACP-1	
	室外機	PUZ-ERP40KA3	1	ACP-1	
融和館	屋上	室外機	PUHY-P400DMG2	1	ACP-1
	2F	室内機	PLFY-P36BM-G	1	ACP-1-1
			PLFY-P71BMG2	3	ACP-1-2
			PLFY-P56LMG1	1	ACP-1-3
			PLFY-P45BMG2	1	ACP-1-4
			PD-RP63GA9	1	ACS
	屋上	室外機	EAHV-P1800A-SC	1	AHP
PUZ-ERP63KA7			1	ACS	
基地通信隊隊舎	屋上	室外機	MPUZ-ERP40KA2	1	ACP-1
				ACP-2	
			ACP-3		
	1F	室内機	MPL-RP40LA3	1	ACP-1
					ACP-2
MPL-RP112BA3	2	ACP-3			
33号隊舎	屋外	室外機	PUSY-FP140MH	1	ACP-1
			PUZ-ZRMP63SKA11		ACP-2
			PUHY-P400DMG7		ACP-3
			PUZ-ZRMP40SKA11		ACP-4
	1F	室内機	PLFY-P28EMG8	4	ACP1-1
					ACP1-2
					ACP1-3
			PL-ZRP63EA 9	1	ACP-2

件名	空調機点検役務	縮尺	
図面名称	仕様書	図面番号	2 / 13

設置場所		形 式 等		数 量	備 考
33 号 隊 舎	2F	室内機	PLFY-P28EMG8	9	ACP3-1
					ACP3-2
					ACP3-3
					ACP3-4
					ACP3-5
					ACP3-7
					ACP3-9
					ACP3-10
					ACP3-11
		室内機	PLFY-P22LMG7	3	ACP3-6
					ACP3-8
					ACP3-12
	PL-RP40LA17	1	ACP-4		

対象機器一覧表 2

※製造所：ダイキン(株)

設置場所		形 式 等		数 量	備 考
警 衛 所	屋内	室内機	FHCP40AL	1	ACP-1
			FAP40BA	1	ACP-2
			FHGP40AL	1	ACP-3
			FHCP40AL	1	ACP-4
	屋外	室外機	RZYP40BBV	4	ACP-1
					ACP-2
					ACP-3
					ACP-4

(3) 実施期間

点検時期は官側担当者の調整の上、決定すること。なお、点検日については「平日」に行うものとする。また、業務完了期限については以下のとおりとする。

冷房イン点検(令和7年5月30日まで)

暖房イン点検(令和7年11月28日まで)

4 細部内容

(1) 点検実施作業

シーズンイン点検対象となるパッケージ形空調機の点検箇所内容の点検箇所内容については、表1を参照の上、作業を行うこと。また、表1の点検項目に記載が無いもので、製造所が別に定める点検項目がある場合は、当該部についても点検を行うこと。

件 名	空調機点検役務	縮 尺	
図面名称	仕様書	図面番号	3 / 13

表1

点検箇所	点検内容
基礎・固定部	<ul style="list-style-type: none"> <li>亀裂、沈下等の異常がないことを点検する。</li> <li>固定金具の劣化(錆、腐食)及び固定ボルトの緩みを点検する。</li> <li>防振財産、ストッパー等の劣化及び緩みの有無を点検する。</li> </ul>
外観の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>腐食、変形、破損等の有無を点検する。</li> </ul>
冷房の切替え	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助電源ヒーター及び加湿器の電源が遮断されていることを点検する。</li> <li>自動制御機器の切替、作動が適切であることを点検する。</li> </ul>
ドレンパン	<ul style="list-style-type: none"> <li>汚れ、錆、腐食等の有無を点検する。</li> </ul>
操作回路・動力回路	<ul style="list-style-type: none"> <li>1MΩ以上であることを確認する。</li> </ul>
端子	<ul style="list-style-type: none"> <li>緩み、変色等の有無を点検する。</li> </ul>
操作盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>盤内に汚れ、異物の付着がある場合は、清掃する。</li> <li>盤に緩み、変形がないことを点検する。</li> </ul>
クランクケースヒーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>通電、発熱状態の異常のないことを点検する。</li> </ul>
Vベルト	<ul style="list-style-type: none"> <li>緩み、亀裂、摩耗等の有無を点検する。</li> </ul>
軸受	<ul style="list-style-type: none"> <li>異常音、異常振動等の有無を点検する。</li> </ul>
羽根車	<ul style="list-style-type: none"> <li>汚れ、破損等の有無を点検し、羽根車に埃等有る場合は、清掃する。</li> </ul>
電動機	<ul style="list-style-type: none"> <li>回転方向が正しいことを点検する。</li> </ul>
フィルター	<ul style="list-style-type: none"> <li>汚れ、詰り、損傷等の有無を点検し、埃等が堆積している場合は清掃する。</li> </ul>
フィルター枠	<ul style="list-style-type: none"> <li>変形、腐食等の有無を点検する。</li> </ul>
冷媒系統	<ul style="list-style-type: none"> <li>冷媒ガスの漏洩の有無を点検する。</li> <li>配管の損傷、変形等の有無を点検する。</li> </ul>
熱交換器	<ul style="list-style-type: none"> <li>ファンコイル及び凝縮器、補助ヒーターの汚れ、損傷等の有無を点検する。</li> </ul>
加湿器	<ul style="list-style-type: none"> <li>汚れ、損傷等の有無を点検する。</li> <li>正常に作動することを点検する。</li> </ul>
インターロック	<ul style="list-style-type: none"> <li>正常に作動することを点検する。</li> </ul>
圧力開閉器	<ul style="list-style-type: none"> <li>設定値で作動することを点検する。</li> </ul>
安全弁又は可溶栓	<ul style="list-style-type: none"> <li>冷媒ガスの漏洩及び変形等の有無を点検する。</li> </ul>
温度ヒューズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>変形、変色、溶損の有無を点検する。</li> </ul>
加熱防止器	<ul style="list-style-type: none"> <li>正常に作動することを確認する。</li> </ul>
圧力計	<ul style="list-style-type: none"> <li>指示値が正常範囲内であることを確認する。</li> </ul>
自動制御機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>温度調整器が設定値で作動することを点検する。</li> </ul>
電源電圧	<ul style="list-style-type: none"> <li>供給電源電圧が適正であることを点検する。</li> <li>運転時の電圧の変動が定格値±10%以内であることを点検する。</li> </ul>
運転電流	<ul style="list-style-type: none"> <li>主電流が定格電流値の110%以下であることを点検する。</li> <li>圧縮機電流が定格値以下であることを点検する。</li> <li>送風機電流(室内外)が定格値以下であることを点検する。</li> <li>補助電気ヒーター電流が定格値であることを点検する。</li> </ul>
冷媒ガス	<ul style="list-style-type: none"> <li>高圧側圧力及び低圧力側圧力が範囲内であることを点検する。</li> <li>高圧側吐出温度及び低圧力側吸入温度が範囲内であることを点検する。</li> </ul>

件名	空調機点検役務	縮尺	
図面名称	仕様書	図面番号	4 / 13

表 1-1

点検箇所	点 検 内 容
冷凍機油	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 温度(表面温度)が範囲内であることを点検する。</li> <li>・ 油量が適切であることを点検する。</li> </ul>
熱交換状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冷媒の液状温度が正常であること。</li> <li>・ 室外機及び室内機吹出温度が正常であることを点検する。</li> </ul>

(2) 役務写真

着手前、作業中、完了後及び隠蔽箇所となる部分を撮影し、工事用アルバムに整理のうえ完了後に提出すること。

(3) 報 告

請負者は実施した点検について、作業報告書を官側担当者へ提出するものとする。

報告様式については、国土交通省大臣官房庁営繕部計画課保全指導室監修の「建築保全保全報告書作成の手引き」によるものとし、上記点検の実施項目の結果良否及び改善実施内容、不良箇所等が記述されたものを提出すること。

(4) 検 査

役務完了検査については、作業終了点検報告書(写真含む)を提出し、検査官の検査を受け検査合格をもって本役務完了とする。

5 その他

(1) 請負者は、業務の契約締結後、官側担当者が指示する書類の作成を行い、速やかに提出すること。

(2) 請負者は役務完了後直ちに「役務完了届」を2部作成し、官側担当者に提出するものとする。

(3) 本仕様書に記載されていない事項について、役務に必要な事項、本仕様書に疑義のある場合は契約担当官及び官側担当者と協議するものとする。

(4) 駐屯地への立入り及び駐屯地内での行動は部内規則に従うこと。また、作業区域外への立入りは禁止するほか、施設等に損傷を与えた場合は速やかに報告するとともに請負者負担で現状復旧すること。

請負者は実施した点検について、作業報告書を官側担当者へ提出するものとする。

件 名	空調機点検役務	縮 尺	
図面名称	仕様書	図面番号	5 / 13